

# 軽井沢町議会災害時行動マニュアル

## (設置目的)

この軽井沢町議会災害時行動マニュアルは、万一の災害発生時において、議会として行政側と綿密に連携を図るとともに相互の情報交換を行い、迅速に住民の救援に努めることの指針として定めるものとする。

### 1. 議会災害対策室の設置

- (1) 議長は、軽井沢町災害対策本部（以下「町対策本部」という。）の設置の報告を受けたときは、これに協力するため、軽井沢町議会災害対策室（以下「議会对策室」という。）を設置することができる。
- (2) 議会对策室の室長は、議長をもって充て、議会对策室の事務を総括し、議員を指揮監督する。
- (3) 議会对策副室長は、副議長をもって充て、室長を補佐し、室長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (4) 議員は、室長の命を受け議会对策室の業務に従事する。
- (5) 議会对策室は、役場3階議会棟に設置する。

### 2. 議会对策室の任務

- (1) 町対策本部に対し、議会对策室の設置を報告する。
- (2) 議員の安否等の確認を行うとともに、議会对策室が設置されたことを連絡する。
- (3) 町災害対策本部との情報交換及び諸要請を行う。
- (4) 議員に協力要請し、被災地及び避難場所等の状況調査を行う。
- (5) 災害情報を整理し、町対策本部に提供する。
- (6) 必要に応じて、議員を議会对策室へ招集する。
- (7) 必要に応じて、町対策本部と協議し、国・県等への要望を行う。

### 3. 議員の行動

- (1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を議会对策室に報告し、連絡体制を確立する。
- (2) 議会对策室からの指示に基づき、各地域における被災地及び避難場所等での情報収集を行い、議会对策室へ報告する。
- (3) 各地域における支援活動に協力する。
- (4) 各地域において、被災者に対する相談及び助言等を行う。
- (5) 議会对策室からの招集に応じて、議会对策室の業務に従事する。

### 4. 議会事務局の対応

- (1) 事務局長は、町対策本部の業務に従事し、情報の収集に努め、議会对策室へ情報の提供を行う。

(2) 事務局職員は、議会对策室の事務に従事する。

## 5. その他

(1) 活動時の留意事項

ア 服装：防災服又は防災活動に支障のない安全な服装とし、ヘルメット、手袋、懐中電灯、携帯電話、携帯ラジオ、筆記用具メモ帳等必要な用具等をできる限り携行する。

また、個人用として、食料、飲料水等を携行する。

イ 緊急措置：災害等による緊急事態に遭遇した時は、人命救助等適切な措置をとる。

### 経 過

平成 24 年 2 月 16 日 （全員協議会決定）